

憲法第九条と自衛隊

板倉千尋

もくじ

- ・はじめに
- ・『空飛ぶ広報室』
- ・警察予備隊から自衛隊へ
- ・憲法第9条の内容と解釈
- ・まとめ・考察
- ・参考文献

はじめに

有川浩『空飛ぶ広報室』は、法学部生が「憲法第9条と自衛隊」という題材を取り上げるのに、よいきっかけとなる。というのも、同著においては、広報室という自衛隊の窓口を舞台に、世間の認識、あるいは自衛隊の在り方について問題提起をしているからである。そこで、導入として同著に言及した上で、自衛隊問題について考察を加えようと思う。これを踏まえ、自衛隊は違憲か、合憲か、という問題について関心を持った。合憲であるとされているから、自衛隊は今現在この日本に存在するのであろうが、違憲の声があるのも事実である。そこで、自衛隊が存在するためには憲法第9条で記された「戦力」でないことを明らかにしなければならない。以下では『空飛ぶ広報室』と、自衛隊の編制の経緯、憲法第九条の解釈の3つに焦点を当てて考察していきたい。

『空飛ぶ広報室』

まずは、同著から 3 つの場面を抜き出し、一般人の自衛隊に対する意見を参考にして、自衛隊で働く人たちや自衛隊の在り方について考察する。そして、東日本大震災を受けて書かれた短編「あの日の松島」を簡単に紹介する。

<あらすじ>

元・戦闘機パイロットの広報官とどん詰まりのテレビディレクターが出会う。舞台は航空自衛隊の広報室。子どもの頃からの夢だったブルーインパルスへの配属を目前に不慮の交通事故でP免措置になった空井。元は警視庁付の記者だったが仕事がうまくいかなくなり配置換えでディレクターになった稲葉。人生どん詰まりの二人が出会い、それぞれの価値観や考え方が変わっていく。

<自衛隊に対しての一般人の見解>（『空飛ぶ広報室』より抜粋）

場面 1

（稲葉が特番の題材の資料を探しているときの空井との会話）

「去年の秩父地滑りで、自衛隊の陸軍が救助に出動した時のドキュメントなどはかなり」

（中略）

「自衛隊に陸軍は存在しません」

稲葉リカが怪訝に眉をひそめる。

「どういうことですか？だって陸軍と空軍と海軍に分かれてるんでしょう？」（p. 31）

<まとめ> 正しい略称は陸自、空自、海自。陸軍、空軍、海軍ではなく、自衛隊は陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊。一般人にとっては自衛隊

よりも映画などの、ハリウッドなら陸空海の米軍の方が身近であろう。
実際の装備も映画に出てくる軍隊のものとほとんど変わらない。

場面 2

(特番の題材として空井が戦闘機パイロットを提案した時の稲葉の発言)
「だって戦闘機って人殺しのための機械でしょう？ そんな願望がある
人のドラマなんか、何でわたしが」

——脳に言葉の意味が届くまでひどく時間がかかったような気がする。
届いた、と同時に脳細胞が沸騰した。

人殺しのための機械でしょう？ ——人殺しの機械に乗りたい人なん
でしょう？

——何で俺たちがこんなこと言われなきゃならない、
人を殺したい、なんて、

「……思ったこと、一度もありませんッ！」 (pp. 36～37)

<まとめ> 自衛隊で働いている人々も私たち一般人と同じ人間である。
戦闘機が人殺しのための機械であったとしても、その願望を持つ人はい
ない。ましてや、その願望が叶うとすれば、日本は戦争をしていることにな
る。

場面 3

(場面 2 から数日。稲葉は、戦闘機はやはり戦争のものとしか思えず、
その戦争のための道具を扱うことを自衛隊の人はどう思っているのか、
と質問する)

「自衛隊は専守防衛が信条なんですよ。国外に攻め入ることはありませんから、もし僕が実践を体験するとしたら日本で戦争が起こっちゃって
るんです。僕の大事な人が戦争に巻き込まれるんですよ。親兄弟や友達
……もし結婚したら奥さんや子供も。イヤに決まってるじゃないですか、
そんなの」

シンプルかつストレート。異論を差し挟む余地はない。

「で、でも……だったらどうして戦争の訓練とか」

空井がまたううんと考え込む。そしてピコンと何か閃いた顔になった。

「護身術みたいなものだと思ってもらえませんか」

「護身術？」

「そう。護身術を習う人って、護身術を試すために暴漢に襲われたいとは思わないでしょう？」（pp. 62～63）

<まとめ> 「専守防衛」を理念とする自衛隊。日本が自ら戦争を起こすことはなくても、万が一、他国に攻め入れられたときのための自衛隊という防御力を持つことは間違いではないと思う。

「あの日の松島」「基地からの流失物を搜索せよ」

『空飛ぶ広報室』の巻末に収録された短編。東日本大震災をうけ、出版予定を1年先に延ばして書き下ろされた「あの日の松島」。テレビ報道などを通じて、自衛隊の活躍が世間に広まった。しかし自衛隊は、法律で救助活動以外の私有地の立ち入りは許可されておらず、従来の災害出動では復興がままならなかった。そこで、退官間近であった松島基地司令が、問題になっても自分一人で責任を取ればいいと“基地からの流失物を搜索せよ”と命令する決断をしたという。阪神淡路大震災ののちも法改正は行われているが、この東日本大震災において自衛隊は、法の下で行動しなければならないのである。（p. 444 参考）

警察予備隊から自衛隊へ

『空飛ぶ広報室』では、一般人の見解を交えながら現代の自衛隊についての疑問や今後の課題を読者に投げかけている。そこで、以下では自衛隊の編制について歴史的観点から経緯を簡単にまとめ、考察を加える。

1946年11月3日 日本国憲法 公布（翌年5月3日 施行）。

1949年 北大西洋条約機構（NATO）（米国側）。

1955年 ワルシャワ条約機構（WPO）（ソ連側）。

1949 年	中華人民共和国 誕生。
1950 年	朝鮮戦争 勃発。 警察予備隊 創設（ポツダム政令「警察予備隊令」による）。
1951 年	サンフランシスコ平和条約 締結。 日米安全保障条約（旧安保条約） 締結。
1952 年 8 月	保安庁法 制定。 保安隊（陸上）、警備隊（海上） 創設。
11 月	「戦力に関する統一見解（吉田茂内閣）」 発表。
1954 年	日米相互防衛援助協定（MSA 協定） 締結。 自衛隊法、防衛庁設置法 制定。 →自衛隊（旧保安隊、旧警備隊） 創設。 →防衛庁（旧保安庁） 設置。
12 月	「戦力に関する統一見解（鳩山一郎内閣）」 発表。
1960 年	日米安全保障条約（新安保条約） 締結。

第二次世界大戦の日本の敗退後まもなく、資本主義陣営（米国側）と共産主義陣営（ソ連側）とが対峙する冷戦時代に入り、アジアも同様であった。朝鮮戦争の勃発に伴い、在日していた米軍も国連軍として投入されたが、それにより国内の治安維持に不安を覚えた政府は、警察予備隊を創設するに至った。そして、日本の主権回復に伴い保安隊、警備隊を創設した。1954 年には、MSA 協定の締結に際して自らの防衛努力を行うことが条件であったため、防衛 2 法を制定し、自衛隊の創設、防衛庁の設置にいたった。

この年の政府の統一見解が、現代の政府の第 9 条についての解釈の基盤であると言えるだろう。

また、この年表からもわかるように、自衛隊が発足したのは日本国憲法が公布されてから 8 年後である。自衛隊の前身である警察予備隊にい

たっても、憲法の公布後であり、憲法は自衛隊の創設を想定していない。日本国憲法はもともと、日本の敗戦後に連合国総司令部（GHQ）から大日本帝国憲法の改正草案が提出され、それをもとに調整・修正を経て、公布・施行されたものである。警察予備隊を創設したのも、ポツダム政令「警察予備隊令」がもとであり、自衛隊創設については MSA 協定がきっかけである。結局、アメリカの主導により日本は防衛力をつけてきたようにみえる。

しかし、憲法第 9 条の由来とされるマッカーサー・ノートには「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する」として、自衛のための戦争も含めた全面的な戦争放棄が提示されていた。それにもかかわらず GHQ から「警察予備隊令」が公布され、日本はそれをもとに、現代では戦争が可能であるほどの力を持つ自衛隊という組織を誕生させた。日本国内ではこの自衛隊についての問題が取り上げられるが、果たして他国は、特にアメリカは、この自衛隊という日本の力をどのように捉えているのだろうか。イラク派遣などからみるに、結局は容認していることは明らかであろう。

憲法第 9 条の内容・解釈

歴史的観点から自衛隊について考察したが、以下では自衛隊に関わりの強い条文、憲法第 9 条の内容について、学説や通説などの解釈をもとに考察する。

第9条 1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第1項について

- ・ A説：「国際戦争を解決する手段としては」とは、国際法上の通例では「侵略戦争」を意味するとし、「自衛戦争」と国連などによる「制裁戦争」は放棄されていないとする説。多数説。政府の解釈。
- ・ B説：「自衛戦争」を含むすべての戦争を放棄すべきだと解する説。

第2項「前項の目的」について

・ 限定放棄 (AX) 説

侵略戦争の放棄という目的であるとし、さらに2項の「これを保持しない」とは、侵略戦争のための戦力は保持しない、つまり自衛および制裁のための戦力は保持可能とする説。

・ 2項全面放棄 (AY) 説

1項の「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」するためであるという説。2項では戦力不保持について限定せず無条件に規定されているため、一切の戦力の保持が禁止され、交戦権も否認。そのため「自衛戦争」をも行えない。したがって、2項によりすべての戦争が禁止されている、としている。通説。政府の解釈もこの立場である。

・ 1項全面放棄 (BZ) 説

1項全体の目的を意味するとし、2項は1項の裏付けとして戦力の全面不保持を定めたとする説。9条は、1項・2項のいずれにおいても一切の戦争を放棄している。

第2項「戦力」について

・ 潜在的能力説

「戦争遂行に役立つ可能性を持った一切の潜在的能力」を指すとする説。ただし、潜在的能力のすべてが「戦力」に該当するわけではなく、「その物の存在の形態と、これに内在する目的とが、明らかに戦

争を意図しているもの」に限定し、結果的には「警察力を超える実力説」とほとんど差がないように思われる。少数派。

- ・警察力を超える実力説

外敵の攻撃に対して実力をもって抵抗し、国土を防衛することを目的とし、それにふさわしい実体・機能を備えた人的・物的組織体である軍隊または軍備を意味するとする説。通説。この説では、自衛隊は直接侵略に対する防衛を主な目的とし、それにふさわしい人員・装備・編成等の実態を備えているので「戦力」に該当するとしている。

※「警察力」について その目的が国内の治安の維持・確保にあり、それに相応する実力内容にとどまるものを指すことから「戦力」には該当しない。

- ・近代戦争遂行能力説

1952 年の自衛隊の前身である保安隊と警備隊の発足に際して作成された「戦力に関する統一見解（吉田茂内閣）」を根拠とするものである。ここでは、「近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を具えるもの」を指し、その基準は「その国のおかれた時間的、空間的環境で具体的に判断せねばならない」としている。

- ・自衛のための必要最小限度を超える実力説

1954 年に自衛隊が発足し、政府（鳩山一郎内閣）が新たに作成した統一見解を根拠とする説。この見解では、主権国家固有の権利としての自衛権は日本国憲法下においても許容され、自衛のための武力行使は憲法 9 条 1 項で放棄されていないため、自衛権に基づく自衛のための武力行使のための「必要相当な範囲の実力」は憲法上許容される、つまり、「戦力」には該当しないとしている。また、この説は「自衛権」の視点を中心に考えようとするものであるため、「限定放棄説」と実質的に近いともいえる。そして政府は、「自衛のための必要最小限度内の実力」の内容については、「攻撃的な武器を持つというようなこと、つまり外国に侵略の脅威を与えるようなものは持つ

てはならない」としながらも、「科学の発達や時勢の変化等によって、固定しているものではない」とし、「具体的にはそのときどきの国際情勢、国際環境で決めていくほかはない」とした。

「自衛権」について

（日本国憲法では特に触れていないが、基本的に国連憲章第 51 条が根拠とされる）

・ 自衛権放棄説

「平和的生存権」を根拠に、安全保障の方途を示していると解するべきだとする説。

・ 肯定説

最高裁は「砂川事件」判決において、「憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではなく」主権国家に固有の自衛権は否定されていないとして、肯定説の立場に立つことを明確にした。しかし、この肯定説のなかでも、自衛権と 2 項の「戦力」との関係をめぐって説が分かれている。

(a) AX 説 + 自衛権に基づき自衛戦争を行うこと、またその戦力の保持は認められる。

(b) AY 説 + 憲法九条では自衛戦争、その戦力の保持は認められなくても、国家固有の自衛権により、自衛のために必要な戦力に至らない最小限度の実力の保持は 2 項で禁じられていない。

(c) AY 説 + 2 項では警察力を超える実力を禁止し、自衛権は「武力」によらない方法で行われるべきである。

多数説は (c) であるが、政府は (b) の立場であるとされる。

第2項「保持」について

在日米軍は日本の「保持」する戦力に該当するのか否か。政府は統一見解（吉田内閣）で示された「憲法第九条第二項にいう保持とは、いうまでもなくわが国が保持の主体たることを示す。米国駐留軍は、わが国を守るために米国の保持する軍隊であるから憲法第九条の関するところでは

ない」として、「外国軍非戦力説」の立場をとっている。このほか、「条約により日本国の意思に基づき駐留している戦力」は違憲であるとする説、第2項は「日本の領域に、その主体のいかんにかかわらず、およそ戦力の存在を禁止する」ものであるから違憲であるとする説、駐留米軍は国連軍に準ずる性格のものであるから、戦力に該当せず合憲であるとする説、など諸説ある。

まとめ、考察

現行憲法の第9条と自衛隊について、違憲・合憲の様々な見解があり、今後も重要な論点になってくるだろう。しかし、たとえ自衛隊が違憲であるという意見を持っていたとしても、その自衛隊で働いている人たちが自分たちと同じ人間であることを忘れるべきではない。そして、2011年の東日本大震災のような有事のときに自衛隊ができるだけ迅速に行動できるように、少しだけでも理解すべきである。

自衛隊の創設と憲法第9条の解釈について調べて理解できたことは、今の自衛隊は合憲であるとされているからこそ存続しているけれど、一歩間違えれば違憲になるようなギリギリで不安定なところで、なんとかバランスを保っていることである。

私見としては、自衛隊はこのまま存在するべきだと思うし、もし自衛隊がなくなったとしたら隣国の脅威が今よりさらに増すだろうし、万が一のことが起きたときに本当に在日米軍が動くのか、安保条約を根拠にどこまで日本に助力するのか、疑いを持たずにはいられない。だからこそ、日本の独自の最低限の「防御」という力くらいは持っているべきだと思う。

自衛隊について研究するにあたり、まずは自衛隊が創設されるに至った経緯、そして自衛隊と密接に関わる憲法第9条についてしっかりと知らなければならないと思い、自衛隊に関するものの中から視点を絞って、経緯と条文の解釈のこの2つのテーマについて調べ、きっかけとなった

小説『空飛ぶ広報室』から自衛隊に対する一般人の見解をまとめた。これからさらに、自衛隊や在日米軍に関する判例や、自衛隊のイラクへの海外派遣について、そして2013年4月に自民党が発表した憲法改正草案と現行憲法の比較などの研究にも取り組んでいきたい。

これから先の日本で、自衛隊が変わっていくのか、変わらず今のまま存続するのか、それともなくなってしまうのか、わからない。けれど、研究の題材としてこのように取り上げた以上は、法学部に所属する者として最低限、周知させる努力をしてゆくべきであろう。

参考文献

有川 浩 『空飛ぶ広報室』 (幻冬舎／2012年)。

畠 基晃 『憲法9条 研究と議論の最前線』 (青林書院／2006年)。